

京都市告示第27号

地方自治法施行令第158条第1項の規定に基づき、平成17年4月1日から平成18年3月31日まで特定非営利活動法人きょうとNPOセンターを京都市公金収納受託者とし、京都市市民活動総合センターの使用料（スモールオフィス及びロッカーに係るものに限る。）の徴収事務を委託します。

平成17年4月1日

京都市長 榊 本 頼 兼

(文化市民局市民生活部地域づくり推進課)